

広島県水道広域連合企業団管理規程第2号

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程及び広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する規程及び広島県水道広域連合企業団職員の
給与に関する規程の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程</p> <p>(時間外勤務等に係る報酬)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬又は夜間勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3箇月以内(期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、次項第1号又は第3号に該当する短時間勤務会計年度任用職員については、第2号中「100分の112.5」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の86」と、「100分の67.5」とあ</p> | <p>広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程</p> <p>(時間外勤務等に係る報酬)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬又は夜間勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3箇月以内(期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> |

るのは「100分の64.5」と、「100分の33.75」とあるのは「100分の32.25」と、第3号中「100分の112.5」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の86」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の64.5」と、「100分の33.75」とあるのは「100分の32.25」とする。

(1) (略)

(2) (略)

ア 在職期間が3箇月の場合 100分の112.5

イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の90

ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の67.5

エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の33.75

(3) (略)

ア 在職期間が6箇月の場合 100分の112.5

イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の90

ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の67.5

エ 在職期間が3箇月未満の場合 100分の33.75

4 (略)

(1)―(3) (略)

5 任用期間が6箇月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して6箇月以上となった場合には、当該会計年度内において、条例第20条第1項に規定する任用期間が6箇月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

6 前項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が6箇月以上となる場合において条例第20条第1項に規定する任用期間が6箇月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

(1) 直前の会計年度の末日において企業団の構成団体（以下「構成団体」という。）の職員であった者で、当該構成団体を退職した日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（6箇月未満のものに限る。）と直前の構成団体の職員として在職した期間の合計期間

(2) 直前の会計年度の末日まで短時間勤務会計年度任用職員として在職し、同日の翌日に任命権者を同じくして短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（6箇月未満のものに限る。）と直前の会計年

(1) (略)

(2) (略)

ア 在職期間が3箇月の場合 100分の107.5

イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の86

ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の64.5

エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の32.25

(3) (略)

ア 在職期間が6箇月の場合 100分の107.5

イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の86

ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の64.5

エ 在職期間が3箇月未満の場合 100分の32.25

4 (略)

(1)―(3) (略)

5 任用期間が6月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して6月以上となった場合には、当該会計年度内において、条例第20条第1項に規定する任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

6 前項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が6月以上となる場合において条例第20条第1項に規定する任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

(1) 直前の会計年度の末日において企業団の構成団体（以下「構成団体」という。）の職員であった者で、当該構成団体を退職した日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（6月未満のものに限る。）と直前の構成団体の職員として在職した期間の合計期間

(2) 直前の会計年度の末日まで短時間勤務会計年度任用職員として在職し、同日の翌日に任命権者を同じくして短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（6月未満のものに限る。）と直前の会計年度

| | |
|--|--|
| <p>度においてその者が短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間（直前の会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計期間</p> <p>(3) 同一会計年内に構成団体の職員としての在職期間を有する者（第1号に該当する者を除く。）当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（6箇月未満のものに限る。）と同一会計年度内においてその者が構成団体の職員として在職した期間の合計期間</p> <p>7—14 （略）</p> | <p>においてその者が短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間（直前の会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計期間</p> <p>(3) 同一会計年内に構成団体の職員としての在職期間を有する者（第1号に該当する者を除く。）当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（6月未満のものに限る。）と同一会計年度内においてその者が構成団体の職員として在職した期間の合計期間</p> <p>7—14 （略）</p> |
|--|--|

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

事務職基本報酬額表

| 号給 | 基本報酬の額 |
|----|---------|
| | 円 |
| 1 | 164,713 |
| 2 | 165,828 |
| 3 | 167,043 |
| 4 | 168,158 |
| 5 | 169,272 |
| 6 | 170,386 |
| 7 | 171,500 |
| 8 | 172,615 |
| 9 | 173,729 |
| 10 | 175,046 |
| 11 | 176,363 |
| 12 | 177,680 |
| 13 | 178,895 |
| 14 | 180,415 |
| 15 | 181,934 |
| 16 | 183,555 |
| 17 | 184,669 |
| 18 | 186,088 |
| 19 | 187,506 |
| 20 | 188,924 |
| 21 | 190,241 |
| 22 | 192,571 |
| 23 | 194,799 |
| 24 | 197,028 |
| 25 | 199,257 |
| 26 | 200,979 |

| | |
|----|---------|
| 27 | 202,498 |
| 28 | 204,018 |
| 29 | 205,537 |
| 30 | 206,955 |
| 31 | 208,374 |
| 32 | 209,792 |
| 33 | 211,210 |
| 34 | 212,932 |
| 35 | 214,654 |
| 36 | 216,174 |
| 37 | 217,693 |
| 38 | 219,517 |
| 39 | 221,239 |
| 40 | 222,961 |
| 41 | 224,480 |
| 42 | 226,000 |
| 43 | 227,519 |
| 44 | 229,039 |
| 45 | 230,254 |
| 46 | 231,673 |
| 47 | 233,091 |
| 48 | 234,509 |
| 49 | 235,927 |
| 50 | 237,548 |
| 51 | 239,068 |
| 52 | 240,486 |
| 53 | 241,701 |
| 54 | 243,322 |
| 55 | 244,842 |
| 56 | 246,260 |
| 57 | 247,273 |

備考 この表は、職務の区分が事務職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

専門事務職基本報酬額表

| 号給 | 基本報酬の額 |
|----|---------|
| | 円 |
| 1 | 244,538 |
| 2 | 246,057 |
| 3 | 247,475 |
| 4 | 248,894 |

| | |
|----|----------|
| 5 | 250, 109 |
| 6 | 251, 730 |
| 7 | 253, 250 |
| 8 | 254, 668 |
| 9 | 255, 782 |
| 10 | 257, 200 |
| 11 | 258, 720 |
| 12 | 260, 037 |
| 13 | 261, 354 |
| 14 | 262, 569 |
| 15 | 263, 785 |
| 16 | 265, 000 |
| 17 | 266, 216 |
| 18 | 267, 533 |
| 19 | 268, 850 |
| 20 | 270, 167 |
| 21 | 271, 585 |
| 22 | 273, 104 |
| 23 | 274, 725 |
| 24 | 276, 245 |
| 25 | 277, 865 |
| 26 | 279, 588 |
| 27 | 281, 208 |
| 28 | 282, 829 |
| 29 | 284, 450 |
| 30 | 285, 969 |
| 31 | 287, 489 |
| 32 | 289, 008 |
| 33 | 290, 123 |
| 34 | 291, 744 |
| 35 | 293, 263 |
| 36 | 294, 783 |
| 37 | 296, 201 |
| 38 | 297, 822 |
| 39 | 299, 442 |
| 40 | 301, 063 |
| 41 | 302, 583 |
| 42 | 304, 203 |
| 43 | 305, 723 |
| 44 | 307, 242 |

| | |
|----|---------|
| 45 | 308,863 |
| 46 | 310,484 |
| 47 | 312,105 |
| 48 | 313,624 |
| 49 | 314,536 |
| 50 | 316,056 |
| 51 | 317,575 |
| 52 | 319,196 |
| 53 | 320,817 |

備考 この表は、職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別記様式第1号（第11条関係）</p> <p>期末手当支給一時差止処分書</p> <p>年 月 日</p> <p>様 (一時差止処分者) 印</p> <p>広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第8項の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止める。 (略)</p> <p>備考 (略)</p> | <p>別記様式第1号（第11条関係）</p> <p>期末手当支給一時差止処分書</p> <p>年 月 日</p> <p>様 (一時差止処分者) 印</p> <p>広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第8項の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止める。 (略)</p> <p>備考 (略)</p> |
| <p>別記様式第3号（第11条関係）</p> <p>期末手当支給一時差止処分の実施に関する通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>企業長 様 (一時差止処分者)</p> <p>広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第8項の規定に基づき、一時差止処分を行うので、第11条第14項の規定に基づき通知する。 (略)</p> | <p>別記様式第3号（第11条関係）</p> <p>期末手当支給一時差止処分の実施に関する通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>企業長 様 (一時差止処分者)</p> <p>広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第8項の規定に基づき、一時差止処分を行うので、第11条第14項の規定に基づき通知する。 (略)</p> |
| <p>別記様式第4号（第11条関係）</p> <p>期末手当支給一時差止処分の取消しに関する通知書</p> | <p>別記様式第4号（第11条関係）</p> <p>期末手当支給一時差止処分の取消しに関する通知書</p> |

| | |
|--|--|
| 年 月 日 企業長 様 (一時差止処分者) | 年 月 日 企業長 様 (一時差止処分者) |
| 広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第12項の規定に基づき、一時差止処分を取り消したので、第11条第14項の規定に基づき通知する。 (略) | 広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第12項の規定に基づき、一時差止処分を取り消したので、第11条第14項の規定に基づき通知する。 (略) |

(広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---------------------------------------|
| (特定の職員についての適用除外) 第37条 (略) 2 (略) 3 <u>第11条第1項の規定に関わらず、広島水道事務所（広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）第6条第2項に規定する事務所をいう。）に置く課長及び事業所長（広島県水道広域連合企業団の職の設置関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第3号）第3条第3項に規定する職をいう。）は、当分の間、管理監督職員に指定しないものとし、第11条及び第36条の規定は、当該課長及び事業所長には適用しない。</u> | (特定の職員についての適用除外) 第37条 (略) 2 (略) |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し令和5年4月1日から適用する。
 (基本報酬の額に関する経過措置)
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、次に掲げる基本報酬以外の基本報酬の額については、第1条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（以下「改正前短時間勤務会計年度任用職員給与規程」という。）の規定によるものとする。
 - (1) 改正前短時間勤務会計年度任用職員給与規程第9条第3項に規定する月額（以下「月額」という。）により支給する基本報酬（改正前短時間勤務会計年度任用職員給与

規程第11条第4項第2号の規定により令和5年6月1日又は同年12月1日を期末手当基準日とする期末手当の支給を受けた短時間勤務会計年度任用職員に係るものに限る。
)

(2) 月額により支給する基本報酬（前号に掲げるものを除く。）で同一会計年度内に改正前短時間勤務会計年度任用職員給与規程第11条第4項第2号の規定により令和5年6月1日又は同年12月1日を期末手当基準日とする期末手当の支給を受けた短時間勤務会計年度任用職員として任用された期間を有する者に係るもの
(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（以下「改正後短時間勤務会計年度任用職員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前短時間勤務会計年度任用職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後短時間勤務会計年度任用職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。